

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年 3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第6号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県地域活性化基金の項の次に次のように加える。

長野県ふるさと信州寄附金基金	長野県を応援したいという思いのもとに贈られたふるさと信州寄附金を原資として、その趣旨を尊重して行う事業の推進を図る。	寄附の趣旨を尊重して行う事業の推進に要する費用の財源に充てる。
----------------	--	---------------------------------

別表の長野県栄村復興基金の項の次に次のように加える。

長野県東日本大震災復興交付金基金	東日本大震災復興交付金を充てて行う栄村の復興のための事業の推進を図る。	東日本大震災復興交付金を充てて行う栄村の復興のための事業の推進に要する費用の財源に充てる。
------------------	-------------------------------------	---

別表の長野県県営林経営基金の項の次に次のように加える。

長野県県立学校施設整備基金	県立学校の施設の整備を図る。	県立学校の施設の整備に要する費用の財源に充てる。
---------------	----------------	--------------------------

別表に備考として次のように加える。

（備考） 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等を原資とする基金については、その返還を行うときは、その返還に要する費用の財源にも充てることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の長野県県営林経営基金の項の次に次のように加える改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

税 務 課
道 路 建 設 課
高 校 教 育 課

創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年 3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第7号

創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例（平成18年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例

第1条中「若しくは環境」を削り、「中小法人」を「法人」に改める。

第2条第1項中「平成21年4月1日から平成25年3月31日」を「平成25年4月1日から平成28年3月31日」に、「この項」を「この条」に、「の各事業年度に限り、県税条例第34条の3第2項の規定により算定される当該各事業年度の所得のうち年400万円（当該中小法人の当該事業年度が1年に満たない場合においては、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の24の7第4項の規定を適用して計算した金額。次項及び次条において同じ。）以下の金額に対する事業税は課さない」を「、第3項に定めるところにより事業税を免除する」に改め、同条第2項中「3年」を「5年」に、「の各事業年度に限り、県税条例第34条の3第2項の規定により算定される当該各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額に対する事業税は課さない」を「、次項に定めるところにより事業税を免除する」に改

め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定による免除は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ、当該各号に定める所得に対して課する事業税について行うものとする。

- (1) 創業等の日（第1項の中小法人にあっては創業の日をいい、前項の中小法人にあっては同項各号に定める日をいう。以下この項において同じ。）の属する事業年度から創業等の日から起算して3年を経過する日の属する事業年度までの間の各事業年度 当該各事業年度に係る県税条例第34条の3第2項の規定により算定された所得（以下この項及び次条において「算定所得」という。）
- (2) 創業等の日から起算して4年を経過する日の属する事業年度（創業等の日から起算して3年を経過する日後に開始し、かつ、創業等の日から起算して4年を経過する日前に終了する事業年度を含む。） 当該事業年度に係る算定所得に3分の2を乗じて算定された金額に相当する所得
- (3) 創業等の日から起算して5年を経過する日の属する事業年度（創業等の日から起算して4年を経過する日後に開始し、かつ、創業等の日から起算して5年を経過する日前に終了する事業年度を含む。） 当該事業年度に係る算定所得に3分の1を乗じて算定された金額に相当する所得

第3条中「の各事業年度に限り、県税条例第34条の3第2項の規定により算定される当該各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額に対する事業税は課さない」を「、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ、当該各号に定める所得に対して課する事業税を免除

する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 当該設立の日の属する事業年度から当該設立の日から起算して3年を経過する日の属する事業年度までの間の各事業年度当該各事業年度に係る算定所得
- (2) 当該設立の日から起算して4年を経過する日の属する事業年度(当該設立の日から起算して3年を経過する日後に開始し、かつ、当該設立の日から起算して4年を経過する日前に終了する事業年度を含む。)当該事業年度に係る算定所得に3分の2を乗じて算定された金額に相当する所得
- (3) 当該設立の日から起算して5年を経過する日の属する事業年度(当該設立の日から起算して4年を経過する日後に開始し、かつ、当該設立の日から起算して5年を経過する日前に終了する事業年度を含む。)当該事業年度に係る算定所得に3分の1を乗じて算定された金額に相当する所得

第4条の見出し中「中小法人」を「法人」に改め、同条第1項中「(資本金の額又は出資金の額が1,000万円以下のものに限る。)」及び「及び第3項」を削り、同項の表の第1号中「常時雇用する労働者の数が55人以下である法人又は個人(知事が定める法人又は個人に限る。))」を削り、「その雇用する」を「特例期間内に」に、「である労働者(」を「新たに雇用した法人又は個人であって、その雇用した当該身体障害者等が」に、「に限る。))」の数が1人以上であるもの」を「であるもの(その雇用する当該身体障害者等の数が同法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上であることその他の知事が定める要件を満たす法人又は個人に限る。))」に、「平成18年4月1日から平成25年3月31日までの期間」を「特例期間」に、「当該」を「当該新たに雇用した」に、「平成19年度分から平成25年度分」を「平成26年度分から平成28年度分」に改め、同表の第2号中「平成18年4月1日から平成25年3月31日までの期間」を「特例期間」に改め、「新たに雇用した」を削り、「母が、」を「母又は父子家庭の父を新たに雇用した法人又は個人であって、その雇用した母子家庭の母又は父子家庭の父が」に、「法人又は個人(」を「もの(」に、「母子家庭の母を」を「新たに雇用した母子家庭の母又は父子家庭の父を」に、「平成19年度分から平成25年度分」を「平成26年度分から平成28年度分」に改め、同表の第3号を削り、同条第2項第1号中「同条例第36条第1項第2号又は」を「県税条例第36条第1項第1号のウ、第2号若しくは」に、「率を」を「率又は同条第3項第1号のウ、第2号若しくは第3号に規定する率を」に、「が10万円」を「が30万円(前項の表の左欄に掲げる要件のい

ずれにも該当する法人又は個人にあつては、60万円。以下この項において同じ。))」に、「から10万円」を「から30万円」に改め、同項第2号中「10万円」を「30万円」に改め、同条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(課税免除に関する規定の適用)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に創業等(創業(この条例による改正前の創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条第1項に規定する創業をいう。)、設立又は県内への主たる事務所若しくは事業所の設置をいう。)をした同項に規定する中小法人の事業税については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に設立をした旧条例第3条に規定する特定非営利活動法人の事業税については、なお従前の例による。
(不均一課税に関する規定の適用)
- 4 施行日前に旧条例第4条第1項の表の左欄に掲げる要件に該当した法人又は個人の事業税については、平成25年3月31日までに開始した事業年度に係る事業税又は平成25年度分までの事業税に限り、なお従前の例による。
(消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部改正)
- 5 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例(平成19年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例」を「創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例」に、「同項各号中「10万円を控除して得た金額」を「同項第1号中「が10万円」に、「、「10万円にその者が該当する」を「が40万円(」に、「数に1を加えて得た数を乗じて得た金額(当該控除して得た金額が当該乗じて得た金額以下である場合には、当該控除して得た金額)を控除して得た金額」を「いずれにも該当する法人又は個人にあつては、70万円。以下この項において同じ。))」と、「から10万円」とあるのは「から40万円」と、同項第2号中「10万円」とあるのは「40万円」に改める。

税 務 課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第8号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「及び松川町」を「、松川町及び松川村」に改め、同表の7の2の項を削り、同表の18の項中

(6) 第36条第1項の規定による改善の指示

市町村

」を

(6) 第34条第1項において準用する第24条の3第2項の規定による業務の委託の届出の受理

町村

」に、

(7) 第36条第1項の規定による改善の指示

」

「(7)」を「(8)」に、「(8)」を「(9)」に、「(9)」を「(10)」に改め、同表の19の項中

- 「 (6) 法第69条第1項の規定による医薬品の製造販売業者又は製造業者（政令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売又は製造に係るものに限る。）に対する立入検査等
 (7) 法第69条第2項の規定による薬局開設者、医薬品の販売業者又は法第39条第1項若しくは第39条の3第1項の医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対する立入検査等

を

- 「 (6) 法第69条第2項の規定による医薬品の販売業者又は法第39条第1項若しくは第39条の3第1項の医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対する立入検査等

に、

「(8)」を「(7)」に、「(9)」を「(8)」に、「(10)」を「(9)」に、「(11)」を「(10)」に、「(12)」を「(11)」に、「(13)」を「(12)」に、「(14)」を「(13)」に、「(15)」を「(14)」に、「(16)」を「(15)」に、「(17)から(21)」を「(16)から(20)」に、「(17) 政令」を「(16) 政令」に、「(18)」を「(17)」に、「(19)」を「(18)」に、「(20)」を「(19)」に、「(21) 政令」を「(20) 政令」に、「(22)」を「(21)」に、「(23) (6)及び(7)」を「(22) (6)」に改め、同表の34の項を次のように改める。

<p>34 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域にまたがって施行される土地区画整理事業に係るものを除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第4条第1項の規定による土地区画整理事業の施行の認可 (2) 第9条第3項（第10条第3項及び第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付 (3) 第10条第1項の規定による規準又は規約及び事業計画の変更の認可 (4) 第11条第4項の規定による規約の認可 (5) 第11条第7項の規定による新たに施行者となった者の氏名等の届出の受理 (6) 第11条第8項の規定による公告 (7) 第13条第1項の規定による土地区画整理事業の廃止又は終了の認可 (8) 第14条第1項の規定による土地区画整理組合の設立の認可 (9) 第14条第2項の規定による土地区画整理組合の設立の認可 (10) 第14条第3項の規定による事業計画の認可 (11) 第20条第1項（第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧の手続 (12) 第20条第2項（第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理 (13) 第20条第3項（第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による修正命令又は通知 (14) 第20条第5項（第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による修正の申告の受理 (15) 第21条第3項の規定による公告及び図書の送付 (16) 第21条第4項の規定による公告 (17) 第28条第8項の規定による事業報告書等の受理 (18) 第29条第1項の規定による理事の氏名等の届出の受理 (19) 第29条第2項の規定による公告 (20) 第39条第1項の規定による定款等の変更の認可 (21) 第39条第4項の規定による公告及び図書の送付 (22) 第39条第5項の規定による公告 (23) 第45条第2項の規定による土地区画整理組合の解散の認可 (24) 第45条第5項の規定による公告 (25) 第49条の規定による決算報告の承認 (26) 第51条の2第1項の規定による土地区画整理事業の施行の認可 (27) 第51条の8第1項（第51条の10第2項において準用する場合を含む。）の規定による規準及び事業計画の縦覧の手続 (28) 第51条の8第2項（第51条の10第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理 (29) 第51条の8第3項（第51条の10第2項において準用する場合を含む。）の規定による修正命令又は通知 (30) 第51条の8第5項（第51条の10第2項において準用する場合を含む。）の規定による修正の申告の受理 (31) 第51条の9第3項（第51条の10第2項、第51条の11第2項及び第51条の13第4項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付 (32) 第51条の10第1項の規定による規準又は事業計画の変更の認可 (33) 第51条の11第1項の規定による区画整理会社の合併又は事業の譲渡等の認可 (34) 第51条の13第1項の規定による土地区画整理事業の廃止又は終了の認可 (35) 第76条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可 (36) 第76条第2項の規定による施行者の意見の聴取 (37) 第76条第3項の規定による許可条件の設定 (38) 第76条第4項の規定による原状回復等の命令 (39) 第76条第5項の規定による代執行及び公告 (40) 第86条第1項の規定による換地計画の認可 	<p>佐久市（(1)から(34)まで及び(40)から(59)までに掲げる事務に限る。）及び町村（(35)から(39)までに掲げる事務に限る。）</p>
--	---

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (41) 第97条第1項の規定による換地計画の変更の認可 (42) 第103条第3項の規定による換地処分届出の受理 (43) 第103条第4項の規定による公告(同条第3項の届出があった場合に限る。) (44) 第124条第1項の規定による検査及び措置命令 (45) 第124条第2項の規定による土地区画整理事業の施行の認可の取消し (46) 第124条第3項の規定による公告 (47) 第125条第1項の規定による検査 (48) 第125条第2項の規定による検査 (49) 第125条第3項の規定による措置命令 (50) 第125条第4項の規定による土地区画整理組合の設立の認可の取消し (51) 第125条第5項の規定による土地区画整理組合の総会の招集 (52) 第125条第6項の規定による投票の実施 (53) 第125条第7項の規定による議決等の取消し (54) 第125条の2第1項の規定による検査 (55) 第125条の2第2項の規定による検査 (56) 第125条の2第3項の規定による措置命令 (57) 第125条の2第4項の規定による土地区画整理事業の施行の認可の取消し (58) 第125条の2第5項の規定による公告 (59) 第136条の規定による長野県農業会議及び土地改良区からの意見の聴取 | |
|--|--|

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

行政改革課地方分権推進室

長野県西駒郷条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第9号

長野県西駒郷条例等の一部を改正する条例

(長野県西駒郷条例の一部改正)

第1条 長野県西駒郷条例(昭和43年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第5条第2号中「及び第13項から第15項」を「、第13項から第15項まで及び第18項から第22項」に改める。

第7条第1項中「場合」を「場合及び法第5条第18項に規定する便宜の供与のみを受ける場合」に改め、同条第3項中「又は第30条第3項第1号」を「、第30条第3項第1号、第51条の14第3項、第51条の15第2項、第51条の17第2項又は第51条の18第2項」に改める。

第2条 長野県西駒郷条例の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第11項、第13項から第15項」を「第10項、第12項から第14項」に、「第18項から第22項」を「第17項から第21項」に改める。

第7条第1項中「第5条第18項」を「第5条第17項」に改める。

(長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第3条 長野県立総合リハビリテーションセンター条例(昭和49年長野県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平

成17年法律第123号。以下「法」という。)に改める。

第2条第1号中「障害者自立支援法」を「法」に、「及び第14項」を「、第14項、第18項、第21項及び第22項」に改め、同条第2号中「障害者自立支援法」を「法」に改める。

第3条第1項中「を除く」を「及び法第5条第18項に規定する便宜の供与のみを受ける者を除く」に改める。

別表の2 便宜の供与の項中「障害者自立支援法」を「法」に、「又は第30条第3項第1号」を「、第30条第3項第1号、第51条の17第2項又は第51条の18第2項」に改める。

第4条 長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第11項、第13項、第14項、第18項、第21項及び第22項」を「第10項、第12項、第13項、第17項、第20項及び第21項」に改め、同条第2号中「第5条第23項」を「第5条第22項」に改める。

第3条第1項中「第5条第18項」を「第5条第17項」に改める。
(証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例等の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(1) 証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例(昭和34年長野県条例第40号)別表第2

(2) 児童福祉施設条例(昭和39年長野県条例第27号)第4条第1項第3号及び第14条第3項

(3) 長野県障害児通所給付費等不服審査会条例(平成24年長野県条例第15号)第1条及び第2条

(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第6条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年長野県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(長野県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第7条 長野県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成18年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第4条中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定並びに第6条中非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2第2号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。

障害者支援課

長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第10号

長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

長野県地球温暖化対策条例(平成18年長野県条例第19号)の一部を次のように改正する。

目次中「排出抑制計画等」を「事業活動温暖化対策計画」に、「第18条」を「第17条」に、「第19条・第20条」を「第18条・第19条」に、「建築物環境配慮計画(第21条)」を「建築物に関する地球温暖化対策(第20条-第23条)」に、「再生可能エネルギーの利用等(第22条・第23条)」を「エネルギー供給温暖化対策計画等(第24条・第25条)」に、「第24条-第29条」を「第26条-第33条」に改める。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 自然エネルギー源 太陽光その他の化石燃料等(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品をいう。)以外のエネルギー源であって、規則で定めるものをいう。

第3条第1項中「県は」の次に「、電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境その他の事情を勘案して」を加える。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 事業活動温暖化対策計画

第12条の見出しを「(事業活動温暖化対策計画)」に改め、同条第1項中「のうち規則で定めるものは」を「は、規則で定める期間ごと」に、「に関する」を「その他の地球温暖化の防止のための」に、「排出抑制計画」を「事業活動温暖化対策計画」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 県内の工場又は事務所その他の事業場において、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるもの

(2) 規則で定める台数以上の自動車を事業活動において使用する事業者

第12条第2項中「排出抑制計画」を「事業活動温暖化対策計画」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 事業活動に係る地球温暖化の防止のための基本方針
- (2) 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する目標
- (3) 前号の目標を達成するための措置
- (4) その他規則で定める事項

第12条第3項から第6項までの規定中「排出抑制計画」を「事業活動温暖化対策計画」に改め、同条第7項中「排出抑制計画」を「事業活動温暖化対策計画」に、「当該」を「速やかに、当該」に改め、同条第8項中「排出抑制計画」を「事業活動温暖化対策計画」に改め、同条第9項中「排出抑制計画の達成状況」を「事業活動温暖化対策計画の実施状況」に改め、同条第10項中「達成状況」を「実施状況」に改める。

第13条を次のように改める。

(事業活動温暖化対策計画等の評価)

第13条 知事は、規則で定めるところにより、前条第3項若しくは第4項の規定により提出された事業活動温暖化対策計画又は同条第9項の規定により報告されたその実施状況等について評価をしなければならない。

2 知事は、前項の規定による評価をしたときは、その結果を当該評価に係る事業者へ通知するとともに、その内容をインターネットの利用その他適切な方法で公表しなければならない。

第14条第3項を削る。

第18条を削り、第6章中第19条を第18条とし、第20条を第19条とする。

第29条を第33条とする。

第28条中「第26条」を「第29条」に改め、同条を第32条とする。

第27条第1項中「、第18条第3項若しくは第23条第3項の事業者又は第21条第3項に規定する者が、この条例に基づき提出すべき計画」を「又は第25条第3項の事業者が、事業活動温暖化対策計画若しくはエネルギー供給温暖化対策計画」に、「達成状況」を「実施状況」に、「これらの者」を「当該事業者」に改め、同条第2項中「第19条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 知事は、第20条第2項、第21条第2項又は第22条第2項に規定する者が、この条例に基づき届け出るべき事項の届出を行わないときは、これらの者に対し、期限を定めて、当該届出を行うよう勧告をすることができる。

第27条を第31条とし、同条の前に次の1条を加える。

(立入調査)

第30条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業活動温暖化対策計画を提出した事業者の同意を得て、その職員に、当該事業者の工場又は事務所その他の事業場に立ち入り、当該事業活動温暖化対策計画の実施状況等について調査させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第26条第1項中「、第18条第5項若しくは第23条第5項」を「又は第25条第5項」に改め、「又は第21条第4項に規定する者」を削り、「これらの者がこの条例に基づき策定すべき計画又は当該」を「当該事業者に係る事業活動温暖化対策計画若しくはエネルギー供

給温暖化対策計画又はこれらの」に改め、同条第2項中「第19条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第20条第1項、第21条第1項又は第22条第1項に規定する者に対し、これらの者がこの条例に基づき講ずる措置に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第26条を第29条とする。

第25条第1項中「、第18条第5項若しくは第23条第5項」を「又は第25条第5項」に改め、「又は第21条第4項に規定する者」を削り、「これらの者がこの条例に基づき策定する計画又はこれらの者が当該」を「当該事業者に係る事業活動温暖化対策計画若しくはエネルギー供給温暖化対策計画又はこれらの」に改め、同条第2項中「第19条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 知事は、第20条第1項、第21条第1項又は第22条第1項に規定する者に対し、これらの者がこの条例に基づき講ずる措置に関し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めなければならない。第25条を第28条とし、同条の前に次の1条を加える。

(地球温暖化の防止に関する協定)

第27条 知事は、県民若しくは事業者又はこれらの者の構成する民間の団体（以下この項において「民間団体等」という。）と協働して地球温暖化対策を推進するため、民間団体等と地球温暖化の防止に関する協定を締結することができる。

2 知事は、前項の規定により協定を締結したときは、その内容を公表しなければならない。

第24条中「事業者がその事業活動において講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する指針及び建築物について講ずべきエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に資するための」を「この条例に基づき事業者が策定する計画及び当該計画に基づき講ずる措置並びに建築物の新築をしようとする者が講ずべき」に改め、同条を第26条とする。

第23条の見出しを「(エネルギー供給温暖化対策計画)」に改め、同条第1項中「、規則」を「、規則で定める期間ごとに、規則」に、「を供給するため利用する再生可能エネルギーに関する」を「の供給に係る地球温暖化の防止のための」に、「この条において「再生可能エネルギー計画」を「エネルギー供給温暖化対策計画」に改め、同条第2項中「再生可能エネルギー計画」を「エネルギー供給温暖化対策計画」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) エネルギーの供給に係る地球温暖化の防止のための基本方針
- (2) 供給するエネルギーの製造等に伴い排出される二酸化炭素の抑制に関する目標
- (3) 前号の目標を達成するための措置
- (4) その他規則で定める事項

第23条第3項中「事業者は、再生可能エネルギー計画」を「規定によりエネルギー供給温暖化対策計画を定めなければならない事業者は、エネルギー供給温暖化対策計画」に改め、同条第4項中「第1項」を「前項」に、「再生可能エネルギー計画」を「エネルギー供給温暖化対策計画」に改め、同条第5項及び第6項中「再生可能エネルギー計画」を「エネルギー供給温暖化対策計画」に改め、同条第7項中「再生可能エネルギー計画」を「エネルギー供給温暖化対策計画」に、「当該」を「速やかに、当該」に改め、同条第8項中「再生可能エネルギー計画」を「エネルギー供給温暖化対策計画」に改め、同条第9項中「再生可能エネルギー計画の達成状況」を

「エネルギー供給温暖化対策計画の実施状況」に改め、同条第10項中「達成状況」を「実施状況」に改め、第8章中同条を第25条とする。

第22条（見出しを含む。）中「再生可能エネルギー」を「自然エネルギー源」に改め、同条を第24条とする。

第8章の章名を次のように改める。

第8章 エネルギー供給温暖化対策計画等

第7章を次のように改める。

第7章 建築物に関する地球温暖化対策

(環境への負荷の低減の検討等)

第20条 建築物の新築（現に存する建築物の除却又は災害による滅失後の改築を含む。以下同じ。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該建築物のエネルギーの使用の効率性その他の環境への配慮に係る性能を評価し、当該建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置について検討を行わなければならない。ただし、次に掲げる建築物の新築については、この限りでない。

- (1) 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置が講じられている建築物であって規則で定めるもの
 - (2) 仮設の建築物であって規則で定めるもの
 - (3) その他規則で定める建築物
- 2 前項の規定による検討を行った者（当該検討に係る建築物のうち環境への負荷の低減を特に図る必要がある大規模なものとして規則で定める規模のものである者に限る。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 当該建築物の概要
 - (3) 前項の規定による検討の内容
 - (4) その他知事が必要と認める事項

3 前項の規定による届出を行った者は、同項各号に掲げる事項について変更をしたとき又は当該届出に係る建築物の新築を中止したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、前2項の規定による届出があったときは、その内容を公表しなければならない。

5 第1項の規定による検討を行った者（当該検討に係る建築物が規則で定める規模のもの（規則で定める用途に供するものを除く。）である者に限る。）は、当該検討に係る建築物の新築をしたときは、当該建築物又はその敷地内の公衆の見やすい場所に、当該建築物の環境への配慮に係る性能に関する事項を表示するよう努めなければならない。

(自然エネルギー設備の導入の検討等)

第21条 建築物の新築をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該建築物への自然エネルギー設備（自然エネルギー源を利用するための設備をいう。次項及び第5項において同じ。）の導入について検討を行わなければならない。ただし、前条第1項各号に掲げる建築物の新築については、この限りでない。

2 前項の規定による検討を行った者（当該検討に係る建築物のうち自然エネルギー設備の導入を特に推進する必要がある大規模なものとして規則で定める規模のものである者に限る。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 当該建築物の概要
- (3) 前項の規定による検討の内容
- (4) その他知事が必要と認める事項
- 3 前項の規定による届出を行った者は、同項各号に掲げる事項について変更をしたとき又は当該届出に係る建築物の新築を中止したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、前2項の規定による届出があったときは、その内容を公表しなければならない。
- 5 第1項の規定による検討を行った者（当該検討に係る建築物が規則で定める規模のもの（規則で定める用途に供するものを除く。）である者に限る。）は、自然エネルギー設備を当該建築物に導入したときは、当該建築物又はその敷地内の公衆の見やすい場所に、当該自然エネルギー設備の種類及び能力その他知事が定める事項を表示するよう努めなければならない。

（有効利用可能エネルギーの活用の検討等）

第22条 有効利用可能エネルギー（工場又は事務所その他の事業場において排出される熱その他のエネルギーであって、その有効利用を図ることが可能なものをいう。以下この項及び第5項において同じ。）を特に活用する必要がある大規模な建築物として規則で定める規模の建築物の新築をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該建築物における有効利用可能エネルギーの活用について検討を行わなければならない。ただし、第20条第1項各号に掲げる建築物の新築については、この限りでない。

- 2 前項の規定による検討を行った者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 当該建築物の概要
- (3) 前項の規定による検討の内容
- (4) その他知事が必要と認める事項

- 3 前項の規定による届出を行った者は、同項各号に掲げる事項について変更をしたとき又は当該届出に係る建築物の新築を中止したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、前2項の規定による届出があったときは、その内容を公表しなければならない。
- 5 第1項の規定による検討を行った者（当該検討に係る建築物が規則で定める用途に供するものである者を除く。）は、有効利用可能エネルギーを利用するための設備を当該建築物に導入したときは、当該建築物又はその敷地内の公衆の見やすい場所に、その利用する有効利用可能エネルギーの種類その他知事が定める事項を表示するよう努めなければならない。

（建築物の新築をしようとする者への情報提供）

第23条 第20条第1項、第21条第1項又は前条第1項の規定による新築に係る建築物の設計を行う者、当該建築物に関し熱の損失の防止又はエネルギーの効率的利用に資する設備を販売する者その他のその事業活動を通じてこれらの規定による検討につき協力を行うことができる者は、当該新築をしようとする者に対し、当該検討に資する情報を提供するよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条

第1項の改正規定及び附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の長野県地球温暖化対策条例（以下「旧条例」という。）に基づき次に掲げる計画を提出した又はすべきであった事業者については、なお従前の例による。

- (1) 旧条例第12条第1項に規定する排出抑制計画
- (2) 旧条例第18条第1項に規定する自動車環境計画
- (3) 旧条例第23条第1項に規定する再生可能エネルギー計画

- 3 この条例による改正後の長野県地球温暖化対策条例（以下「新条例」という。）第20条第1項、第21条第1項及び第22条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に設計が行われた建築物及び施行日に設計が行われている建築物については、適用しない。

- 4 新条例第20条第2項、第21条第2項及び第22条第2項の規定は、平成26年7月1日（以下この項及び次項において「適用日」という。）以後に設計が行われた建築物について適用し、適用日前に旧条例第21条第1項各号に掲げる行為に係る設計が行われた建築物（施行日から適用日までの間を通じて新築に係る設計が行われている建築物を含む。）については、なお従前の例による。

- 5 新条例第20条第2項、第21条第2項及び第22条第2項に規定する者は、当該検討に係る建築物の設計が適用日前に行われた場合であっても、これらの規定による届出をすることができる。この場合において、前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧条例第21条の規定は、適用しない。

- 6 知事は、施行日前においても、新条例第27条第1項に規定する民間団体等と地球温暖化の防止に関する協定を締結することができる。この場合において、知事は、その締結をしたときは、その内容を公表しなければならない。

温暖化対策課

長野県豊かな水資源の保全に関する条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第11号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、水資源の保全に関し、県、土地所有者等、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定、水資源保全地域の指定等について必要な事項を定めることにより、長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）と相まって、市町村と連携して水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図り、もって県民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

（基本原則）

第2条 水資源の保全は、水資源が県民共有の貴重な財産であり、公共性が高いものであることに鑑み、全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを受用することができるよう推進されなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条に定める基本原則（次条及び第5条において「基本原則」という。）のっとり、水資源の保全に関する施策を総合的に推進するものとする。

（土地所有者等の責務）

第4条 土地所有者等（土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）は、基本原則のっとり、水資源の保全のための適正な土地利用に配慮するとともに、水資源の保全に支障を及ぼすおそれのある行為をしないように努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本原則のっとり、その事業活動を行うに当たっては、水資源の保全に十分な配慮をしなければならない。

（県民の責務）

第6条 県民は、水資源の保全についての関心と理解を深めるように努めなければならない。

（市町村との連携）

第7条 県は、水資源の保全について市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う水資源の保全に関する施策に協力するとともに、水資源保全地域の制度の運用その他県が行う水資源の保全に関する施策の実効性を確保するため必要があると認めるときは、市町村に必要な協力を求めるものとする。

（基本指針）

第8条 知事は、水源地域における水資源の保全に関する基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 水源地域における水資源の保全に関する基本的事項
- (2) 水資源保全地域の指定に関する事項
- (3) 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項
- (4) その他水資源の保全に関し必要な事項

3 知事は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、県民及び利害関係人の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市町村長及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本指針の変更について準用する。

（水資源保全地域の指定）

第9条 知事は、水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認める区域を、当該区域を管轄する市町村長の申出により、水資源保全地域として指定することができる。

2 前項の規定によるほか、知事は、次に掲げる場合には、関係市町村長の意見を聴いて水資源保全地域の指定をすることができる。

- (1) 市町村長から他の市町村の区域に係る水資源保全地域の指定の要請があった場合
- (2) その他知事が水資源の保全のため特に必要があると認める場合

3 知事は、水資源保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、水資源保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、その案を当該公告の日から起算して14日間縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る区域の土地所有者等その他の利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、水資源保全地域の指定をするときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 水資源保全地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 前各項の規定は、水資源保全地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

（水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出）

第10条 水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下この条及び第16条第1項において「土地に関する権利」という。）を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定（対価を得て行われるものに限る。以下この項において同じ。）をする契約（予約を含む。）を締結しようとする場合には、当該契約を締結する日の3月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 当該契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該契約を締結しようとする年月日
- (3) 当該契約に係る土地の所在及び面積
- (4) 当該契約に係る土地に関する権利の種別及び内容
- (5) 当該契約による土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的
- (6) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付して、水資源の保全の見地からの意見を求めなければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る契約を締結する日までの間に同項各号に掲げる事項を変更しようとするとき又は当該届出に係る契約の締結を中止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定による届出があったときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付するとともに、当該届出の内容が第1項第5号に掲げる事項に係るものである場合には、併せて関係市町村長の水資源の保全の見地からの意見を求めなければならない。

5 水資源保全地域の指定（その区域の変更を含む。）の日から起算して3月を経過する日までの間に当該指定に係る水資源保全地域（その区域の変更にあつては、それにより水資源保全地域となった区域）内の土地について、土地に関する権利を有している者が契約を締結しようとする場合における第1項の規定の適用については、同項中「当該契約を締結する日の3月前までに」とあるのは、「第5項の指定後速やかに」とする。

6 当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合については、第1項の規定は、適用しない。

（届出情報の公開）

第11条 知事は、前条第1項又は第3項の規定による届出（同項に係る届出にあっては、中止に係る届出を除く。次条において同じ。）

があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該届出の概要をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、当該届出に係る事項を公衆の縦覧に供しなければならない。この場合において、当該届出に記載された個人情報については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）の規定に従い取り扱うものとする。

（助言）

第12条 知事は、第10条第1項又は第3項の規定による届出があった場合その他の場合において、水資源保全地域内の土地における水資源の保全に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者又は当該届出に係る契約の相手方その他水資源保全地域内の土地所有者等に対し、当該土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言をすることができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、長野県環境審議会の意見を聴くものとする。

2 知事は、前項の助言を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町村長に協力を求めるものとする。

（報告、立入調査等）

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条第1項に規定する者に対し、その者に係る水資源保全地域内の土地の利用状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第10条第1項の規定による届出をせずに契約をし、又はしようとする者に対し、同項各号に掲げる事項、その者に係る水資源保全地域内の土地の利用状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、水資源保全地域内の土地に立ち入り、その利用状況について調査させ、若しくは関係人に質問させ、又はその利用が水資源の保全に及ぼす影響について調査させることができる。

4 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

（勧告）

第14条 知事は、次に掲げる者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項又は第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 前条第3項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（公表）

第15条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。この場合においては、これらの者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

（契約の締結の予定がない場合の届出等）

第16条 水資源保全地域内の土地について、土地に関する権利を有している者は、契約の相手方が未定であることにより第10条第1項に規定する契約の締結の予定がない場合であっても、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出ることができる。

(1) 当該届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 当該届出に係る土地の所在及び面積

(3) 当該届出に係る土地に関する権利の種別及び内容

(4) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付しなければならない。

3 前項の規定による送付を受けた市町村長は、必要があると認めるときは、知事に水資源の保全の見地からの意見を申し出ることができる。

（土地の所有等の状況に関する情報提供の求め）

第17条 知事は、水資源保全地域内の土地について水資源の保全のため必要があると認めるときは、関係市町村長その他関係行政機関の長に対し、当該土地の所有又は利用の状況に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（補則）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（検討）

2 この条例の規定については、水資源を取り巻く状況の変化等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。

水大気環境課

長野県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第12号

長野県流域下水道条例の一部を改正する条例

長野県流域下水道条例（昭和54年長野県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「」の規定を「。第3条及び第4条において「法」という。）の規定」に改める。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（構造の技術上の基準）

第3条 法第25条の10第1項において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、流域下水道の機能を確保し、並びに生活環境の保全及び人の健康の保護を図るという観点から知事が定める。

（終末処理場の維持管理）

第4条 法第25条の10第1項において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、常時、その機能を維持し、並びに生活環境の保全及び人の健康の保護を図るという観点から知事が定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

生活排水課